

クラブ・サークル活動に関わる補助金申請要項

1 補助金とは

京都芸術大学では、クラブ・サークルの活発な課外活動を支援する目的で、正会員(※1)のクラブ・サークルに対し補助金制度を設けています。補助金は部費を徴収した上で不足する分を補助するという考えのもと、学生会費(※2)を資金元として各クラブへ給付しています。

※1 正会員とは、クラブ開設や継続に関する書類一式を大学に提出しており、開設歴が1年以上のクラブ・サークルのことを指します。開設歴が1年未満のクラブ・サークルは準会員として扱います。

※2 学生会費は大学が学生1人あたり年間5,000円を代行徴収しています。この学生会費の一部を資金として、クラブ・サークルへの補助金や、学園祭運営などを行っています。

2 補助対象について

補助の対象となる項目は下記の通りです。

種類	対象となるもの	補助金額
上限対象補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費(クラブ活動に関わりのある共有物のみ) ・備品修理費(クラブ活動に関わりのある共有物のみ) ・大会、イベント参加費 ・連盟加盟費 ・機材レンタル費・運搬費 	<p>上限対象・非上限対象あわせて35万円まで。</p> <p>※ただし、上限対象補助金として申請できる金額は、前年度部費予算の執行実績の半額を上限に補助。</p>
非上限対象補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療品費(上限10,000円まで。ただし、内服薬は不可) ・施設使用料(学内施設がやむを得ない理由で使用できないクラブに限って半額を上限に補助) ・合宿宿泊費(1名あたり2,000円を上限に補助) ・ユニフォーム制作費(新入部員のみ半額を上限に補助) 	
スポーツ保険	スポーツ保険加入費	全額補助

※補助金の対象にならないもの

- ・食費(お菓子代、弁当代、飲み物代、飲み会、懇親会飲食代等)
- ・サークルではなく個人に帰属するもの
- ・営利目的の活動に関わる物品
- ・資産となるような高価な物品の購入費
- ・移動目的の交通費(電車代、バス代、タクシー代、ガソリン代、高速代、レンタカー代等)
- ・通信費(切手・ハガキ代、宅配便)
- ・郵送費
- ・渉外費
- ・接待費

3 スポーツ保険の加入方法

大学公認の運動系クラブ・サークルには、事故による怪我や、他人に怪我をさせたときの損害の補償をする『スポーツ安全保険』へ加入して頂きます。加入にかかる費用は補助対象として認められており、加入者名簿・領収書を大学へ提出後、クラブの口座へ返金を行います。

【手続きの流れ】

- ①サイト「スポ安ねっと」で加入手続きを行う。
- ②指定の期日までに保険料を支払う。
- ③支払い後、保険料の「払込完了通知書」「団体員名簿」「請求書領収書」を印刷し、教学事務室 学生生活窓口まで提出する。
- ④後日、大学からクラブの口座へ保険料分の金額を振込。

4 補助金給付までの流れ

補助金の給付を受けるためには以下の手続きが必要です。

○申請書類の提出

開設歴が2年以降のクラブ・サークル…補助金会計報告書、補助金予算要望書の提出。
開設歴が2年目のクラブ・サークル…補助金予算要望書の提出。

提出先:教学事務室 学生生活窓口



○クラブ連盟役員・大学による書類確認

書類に不備等があれば、クラブ連盟又は大学からクラブ代表者へ連絡します。



○補助金額の決定・支給

大学に登録されたサークル名義の銀行口座へ補助金を振り込みます。サークル名義の銀行口座がないサークルは、サークル名義の口座を開設の上、銀行名や口座名義が分かる書類(通帳の口座名義掲載ページのコピー等)を提出してください。

5 会計報告書の作成・提出

補助金を支給されたクラブ・サークルは、年度末に補助金の会計報告を行う必要があります。決算報告に必要な書類は下記の通りです。提出時期はクラブ連盟あるいは大学の指示に従ってください。

- ・前年度部費会計報告書(領収書含む)
- ・部費通帳のコピー(3/31 付けの出納記録・残高が分かるもの)
- ・前年度補助金会計報告書(領収書含む)
- ・補助金通帳のコピー(3/31 付けの出納記録・残高が分かるもの)
- ・補助金予算要望書